六泉寺町市営住宅等再編事業（第１期）　実施方針等の修正　新旧対照表（令和７年12月３日）

資料名：実施方針

頁 （旧）	旧　（令和７年11月18日公表）	新（令和７年12月３日公表）
3	1.1.5. (5) (a) PFI事業者の収入 市は、本事業に要する費用として、令和９年度以降、毎年度１回、各年度末の出来高に応じて支払う。 また、事業者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項の保証事業会社から保証を受けた場合には、市営住宅等整備業務（設計業務、解体撤去、建設工事に限る）に要する費用について、前払金を請求することができる。 ただし、前払金の支払いには限度額を設けるものとし、その額は、事業契約書に定める。 入居者移転支援業務に要する費用は、毎年度１回、実績に応じた額を支払う。	1.1.5. (5) (a) PFI事業者の収入 市は、本事業に要する費用として、令和９年度以降、毎年度１回、各年度末の出来高に応じて支払う。 入居者移転支援業務に要する費用は、毎年度１回、実績に応じた額を支払う。 （旧の下線部を削除　※１）

※１　市営住宅等整備業務（設計業務、解体撤去、建設工事に限る）に要する費用について、前払金を支払うことを検討していましたが、制度上適用できないため、当該部分を削除するもの。